三　地域再生計画の区域の範囲　鹿屋市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第三百四十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県大島郡知名町
二　地域再生計画の名称　「南国知名町の人間地域資源を活かしたまちづくり」を将来像とした雇用の創出
三　地域再生計画の区域の範囲　鹿児島県大島郡知名町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第三百五十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第八十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年六月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮城県及び宮城県伊具郡丸森町
二　地域再生計画の名称　豊かな資源を生かした丸森型グリーンツーリズム推進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　宮城県伊具郡丸森町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第三百五十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第二百九十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年六月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　地域再生計画の作成主体の名称　安中市
二　地域再生計画の名称　安中「清らかで豊かな水」保全計画
三　地域再生計画の区域の範囲　安中市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第三百五十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第七十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年六月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　地域再生計画の作成主体の名称　埼玉県及び秩父市
二　地域再生計画の名称　人と自然が共生できる活力のある環境づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　秩父市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第三百五十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第二百六十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年六月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　地域再生計画の作成主体の名称　横浜市
二　地域再生計画の名称　横浜型企業誘致・産業立地促進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　横浜市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業（三の六）、外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業（三の六）及び公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大（三の六）

○内閣府告示第三百五十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第八十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年六月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　地域再生計画の作成主体の名称　富山県、高岡市、氷見市、砺波市及び南砺市
二　地域再生計画の名称　富山県西部地域心のふるさと広域交流促進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　高岡市、氷見市、砺波市及び南砺市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第三百五十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第九十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年六月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　地域再生計画の作成主体の名称　福井県
二　地域再生計画の名称　豊かに暮らせる坂井地区のまちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　坂井市の区域の一部（旧春江町及び旧坂井町のうち嶺北縦貫線沿線を中心とした区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大（三の六）

○内閣府告示第三百五十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第九十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年六月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県及び石川県河北郡津幡町
二　地域再生計画の名称　森と里と町をつなぐみちづくりによる津幡町活性化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　石川県河北郡津幡町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第三百五十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第三百三十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年六月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　地域再生計画の作成主体の名称　三重県度会郡南伊勢町
二　地域再生計画の名称　人にも環境にも優しい快適環境のまち・・・南伊勢